

令和7年度第5回津野町農業委員会定期総会議事録 (第1日目)

召集年月日 令和7年8月18日

召 集 場 所 津野町役場本庁 3階委員会室

開 会 令和7年8月28日 午後4時00分

出席委員

1番：前野富士男、2番：高橋 好文、4番：戸田 和宏、5番：宇都宮 京子、
6番：川西 利文 会長：川村 実男

(推進委員)

川渕 慶博、大崎 登、長山 計一、明神 正、山崎 哲人

その他の出席者

事務局長：三本修司、事務局職員：野瀬 隆行・西森 健一

議事日程

別紙のとおり

令和 7 年度第 5 回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和 7 年 8 月 2 8 日 午後 4 時 0 0 分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 その他	開会	
2		会議録署名委員の指名	
3		会期の決定	
4		農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	
5		農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
6		非農地証明交付申請の承認について	
		1) 農地法第 3 条申請ができなかった農地の報告	
		2) 非農地証明交付申請ができなかった農地の報告	
		3) 農地パトロールについて (担当委員からの報告)	

議 事

開会 : 午後4時00分 開議

議長 : ただいまの出席委員は農業委員6名、農地利用最適化推進委員5名でございます。

会議の成立する定員に達しておりますので、これより、令和7年度第5回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において

6番 ^{かわにし}川西 ^{としふみ}利文委員、1番 ^{まえのふじお}前野富士男 委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 「議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 : 「議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第1号 番号1は 高橋委員と、大崎委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 大崎 ： 23日土曜日に、高橋委員と現地調査並びに確認に行っていました。
事務局から説明があったように「●●」と思っていたが「●●」地区です。
●●も●●という地名になっているようです。
 現地は5Pの写真のとおりでございます。測量して計画しています。特に
 問題はなく、近隣の方からも承諾をもらっていることで問題ないと思います。
- 議長 ： 休憩にいたします。
 (休憩中 午後4時5分 ～ 午後4時6分)
- 議長 ： 休憩の前に引き続き会を開きます。
 議案第1号 番号1について、質疑、意見はありませんか。
- 委員 ： ありません。
- 議長 ： 休憩の前に引き続き会を開きます。
 それでは採決いたします。
 議案第1号 について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君
 の挙手を求めます。
 (挙手全員)
 挙手全員であります。
 よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長 ： 日程第4 「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対
 する意見について」を議題といたします。
 事務局より 議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 ： 「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ
 いて」ご説明いたします。
 (番号1朗読)
- 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
- 議長 ： 議案第2号 番号1は私と山崎委員が地区委員です。現地調査の結果並び
 に補足説明を私がさせていただきます。

川村 10Pの写真を見て頂きますと、このような状況になっています。先ほど事務局から詳しく説明して頂きましたが、私が見に行ったときも「これが畑やったろうか？」というほどきれいな庭になっておりまして、元々境界がわからんぐらいのものやったのかなと思って見たところです。

一種農地ということで、本来は転用がいかん部分ですがいくつかの例外に当たるといことで来月の「常設審議委員会」に諮問答申の後、許可が認められるという形になると思います。また、県に確認をしていただいております。始末書等をつけていると聞いています。皆さんの審議をよろしく願います。

議長 : 休憩にいたします

(休憩中 午後4時8分 ～ 午後4時11分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。

番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の農業委員諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第5 「議案第3号 番号1・2 非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より 議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 : 「議案第5号 番号1・2 非農地証明交付申請の承認について」をご説明いたします。

以上で 議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 : 議案第3号 番号1は 川西委員と、大地委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川西 : 16Pの写真を見て頂くと、ほぼ事務局言うたとおりこれを無理やり農地に戻してもどうしようもないものですので問題ないと思います。

議長 : 休憩にいたします。
(休憩中 午後4時20分 ～ 午後4時21分)

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。
番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : ありません。

議長 : 番号2は 私と、山崎委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明を私のほうからします。

川村 : 写真21Pを見て頂くとわかるように、ほとんどが山林化しています。先月一緒に3条を出してきたという説明もありましたが、この下の方が畑っぽく見えますが、ここも竹やぶのようになって、3条申請するということで●●さんが草等は刈っていましたが、割合的に非農地がいいんじゃないかという事で今回切り替えて出してきました。

山林化しているところはそのままで、下の方に何か作れるものを植えれたらと思っているようですが、今回は非農地証明で問題はないと思います。審議をよろしくお願いします。

議長 : 休憩の前に引き続き会を開きます。
それでは採決いたします。
議案第3号 について、原案のとおり決することに賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 ： 次に日程 6 を事務局から説明してください。

その他 1)「農地法第 3 条申請ができなかった農地の報告」

24P、赤色の色鉛筆で囲ったところ。既に●●さんの家の造成工事が施されている。分筆後の 3 条申請が必要となる。

2)「非農地証明交付申請ができなかった農地の報告」

28P 写真、私の目では非農地ではない。担当の川村会長にも相談した結果。

※別にお配りした資料（約 1 年前に山林が崩壊し、田んぼに土砂がたまった件）の説明

※農地所有適格化法人について説明

※盛土希望の農地について説明

議長 なお、この案件は全て報告案件となっています。挙手は求めませんのでご了承ください。

議長 ： 日程 6 その他（3）農地パトロールについて担当委員からの報告を求めます。議席 1・2・3・4・5・7 の順でお願いします。

事務局 9 月 2 9 日（月）西庁舎で行います。

議長 ： 以上で、本日の日程は全て終了しました。
これにて、令和 7 年度第 5 回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

終了 午後 5 時 5 分